**平成２７年（フ）第４８号**
長野県千曲市大字磯部88番地
債務者　岡本　孝之
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第５４号**
長野県上田市中之条842番地27　コーポ山岸Ａ－２号
債務者　増田　栄治
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第５５号**
長野県上田市中之条842番地27　コーポ山岸Ａ－２号
債務者　増田かおり（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第４６号**
鳥取県鳥取市吉方町２丁目312番地
債務者　井伊　直人
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第４６号**
鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉107番地１
ヌーベルピアッツァⅢ201
債務者　影山　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２７年（フ）第４７号**
鳥取県米子市両三柳954番地３　レックハウスアロサールＡ201号、前住所鳥取県米子市上福原４丁目２番18号　101号
債務者　米原　直平
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２７年（フ）第１８２号**
広島市南区青崎２丁目19番１－229号
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２８号**
広島県尾道市高須町4819番地12
債務者　岡田　高子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２７年（フ）第５８号**
山口県下関市安岡町２丁目５番８－502号山口ビル、前住所山口県下関市菊川町大字田部560番地５　ロジュマン・Ｋ参番館105号
債務者　田川　　蓮
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第５９号**
山口県下関市安岡町２丁目５番８－502号山口ビル、前住所山口県下関市菊川町大字田部560番地５　ロジュマン・Ｋ参番館105号
債務者　田川　理恵（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第１３号**
高知県室戸市羽根町乙3071番地１
債務者　窪田　　優
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２７年（フ）第５号**
長崎市小瀬戸町1006番地51　Ａ203、申立時住所大分県中津市大字昭和新田１番地１　プレジュール周防Ｃ－107
債務者　本山　博視
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１２７号**
宮崎県東諸県郡国富町大字深年4850番地１
債務者　髙山　征夫
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１８号**
宮崎県日南市大字星倉6323番地５
債務者　平島　俊浩
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

**平成２７年（フ）第１７号**
山形県新庄市大字松本275番地
債務者　阿部　厚史
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２７年（フ）第１９号**
山形県新庄市本町６番11号　グループホームポラリス、住民票上の住所山形県最上郡戸沢村大字角川785番地６
債務者　大山　　求
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
山形地方裁判所新庄支部